

川内村室内型村民プール
指定管理者募集要項

平成30年10月
川内村教育委員会

【目次】

1	公募の趣旨	1
2	施設の名称、目的、所在地、その他当該施設の概要	1
3	指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲	2
4	自主事業	2
5	指定期間	2
6	指定管理料	2、3
7	利用料金	3
8	リスク分担	3、4
9	申請要件	4
10	失格要件	5
11	業務実施に係る確認事項	5
12	指定期間満了前の指定の取消	6
13	提出書類	6
14	申請書類の提出期間、提出先、提出方法、募集説明会、質問事項	6、7
15	指定管理者の選定、指定及び協定の締結	7、8
16	協定の構成	8
17	業務の引継ぎ及び準備行為の実施	8
18	公募選定のスケジュール	8

1 公募の趣旨

川内村室内型村民プールの管理運営については、民間事業者等の専門性や創意工夫を活かすことにより、村民サービスの向上と経費の削減を図り、効率的かつ効果的な運営を図ることを目的として、平成28年4月から指定管理者制度を導入しています。

この指定期間が平成31年3月31日をもって終了することから、次期の指定管理者となる団体を公募し、管理運営について創意工夫のある提案を募集します。

2 施設の名称、目的、所在地、その他当該施設の概要

(1) 施設の名称

川内村室内型村民プール(以下「村民プール」という。)

(2) 目的

四季を通じて村民のふれあいの場を提供し、健康の保持増進を図ることを目的としています。

(3) 所在地

川内村室内型村民プール 川内村大字下川内字宮渡18-1番地

(4) 施設の概要

【村民プール】

鉄骨造一部2階建 建築年 平成27年

延べ床面積 1,568.05㎡

敷地面積 3,156.76㎡

【1階】25mプール(6コース)

689.65㎡

幼児用プール

150.06㎡

軽運動室

75.52㎡

更衣室(男)

22.16㎡

更衣室(女)

22.43㎡

採暖室

7.70㎡

監視室

10.76㎡

医務室

9.84㎡

休憩室

6.56㎡

道具室

13.12㎡

物入れ

3.44㎡

ロビー

45.38㎡

【2階】ホール

40.30㎡

更衣室(男)

8.75㎡

更衣室(女)

8.75㎡

倉庫

8.75㎡

ミーティング室

91.49㎡

3 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

(1) 管理の基準

ア 川内村室内型村民プール設置条例(平成 27 年条例第 34 号。以下「村民プール条例」という。)並びにその他関連法令を遵守してください。

イ 開館時間は、次のとおりとします。

午前9時30分から午後8時30分まで

ウ 休館日は、次のとおりとします。

(ア)毎週火曜日(その日が休日に当たるときは、その翌日)

(イ)年末年始(12月29日から翌年1月3日まで。)

エ 指定管理者は、川内村情報公開条例の適用について、川内村情報公開条例(平成 14 年条例第 3 号)の規定に基づき、その保有する情報の公開を行うための必要な措置を講じることとします。

オ 指定管理者は、川内村個人情報保護条例の適用について、川内村個人情報保護条例(平成 15 年条例第 9 号)の規定に基づき、公の施設の管理を通じて取得する個人情報を保護するために、必要な措置を講じることとします。

カ 指定管理者は、川内村行政手続条例の適用について、施設を使用する者の申請に対して、使用の許可を行う場合は「行政庁」として川内村行政手続条例(平成 8 年条例第 8 号)の適用を受けることになります。

キ 業務の委託

指定管理者は、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、業務の一部について、あらかじめ教育委員会が認めた場合はこの限りではありません。

(2) 業務の範囲

ア 村民プールに関する業務(村民プール条例第 14 条)

イ 利用料金の徴収に関する業務

ウ 前各号に掲げるもののほか、教育委員会のみの権限に属する事務を除く 業務

4 自主事業

指定管理者は、施設の設置目的に沿えば、自ら考案した事業(以下「自主事業」という)を実施することにより、収入を得ることができます。自主事業については、水泳事業と健康体操事業を年間で10教室以上実施することとします。自主事業に要する経費については、指定管理料の中に含めるものとします。

現在、軽運動室を活用したトレーニングジム事業を実施しています。現在設置しているトレーニング機器と同等以上の機材を設置し、トレーニングジム事業を実施することとします。

5 指定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間とします。

6 指定管理料

指定管理料の作成にあたっては、以下の事項を踏まえて作成してください。

※ 平成31年度10月以降は、消費税率10%で積算してください。

※ 光熱水費は精算項目とします。収支計画書作成にあたっては、下表に示す金額を計上してください。

項 目	金 額(消費税込み)	
	平成31年度	平成31年度以降
光熱水費	19,900千円/年	20,000千円/年

7 利用料金

(1) 利用料金制の採用

地方自治法(昭和22年法律第67号)244条の2第8項に規定する利用料金制度を採用します。

(2) 利用料金の決定

利用料金については「村民プール条例」に示す金額を上限として、指定管理者が定めることができます。この場合において、指定管理者はあらかじめ当該利用料金について教育委員会の承認を受けなければなりません。

なお、利用料金は消費税込みの額とします。

(3) 利用料金の収入

利用料金は指定管理者の収入とします。

(4) 利用料金の免除

村民プール条例の定めるところに従い、利用料金を免除できるものとします。

なお、実施に当たっては、教育委員会の承認が必要となります。

その他、教育委員会からの承認を受けた者。

(5) 幼稚園、学校等の利用

村民プールは幼稚園、学校等の授業で利用するため、管理運営にあたり幼稚園、学校等の利用が優先となり、授業等で使用するコースの一般利用はできないものとします。幼稚園、学校等の授業等で利用する場合は利用料金の徴収はしないものとする。

8 リスク分担

指定期間内における主なリスクについては、以下のリスク分担表を基本として対応するものとします。

リスク分担表

種 類	内 容	教育委員会	指定管理者
施設の修繕等	施設、機器等の破損対応 ※1	協議事項	
	管理上の瑕疵によるもの		○
	火災保険への加入	○	
不可抗力	自然災害等による業務の変更、中止、延期 ※2	協議事項	
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増加への対応		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増加への対応		○
税制の変更	税制の変更に伴う経費の増加への対応	○	
需要の変動	利用者の減少に伴う利用料金の減収、費用増加への対応		○
苦情等の対応	周辺地域、施設利用者等への対応		○

法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
第三者への賠償	施設の維持管理、運営において、指定管理者の責に帰すべき事由により、第三者に損害を与えた場合		○
損害賠償	施設、機器の不備又は施設管理上の瑕疵による事故に対応するため、リスクに応じた保険に加入		○

※1

- ・ 施設の運営に伴う施設、機器、備品等の日常的な補修・修繕、更新等は、指定管理者が行うこととします。
- ・ 補修、修繕等の実施に関する判断は、1件当たり10万円以下の修繕は指定管理者が行い10万円を超える修繕は教育委員会が行います。また、費用負担についても同様とします。なお、消防法等の法令に関連する補修・修繕は、教育委員会と協議を行うこととします。

※2

- ・ 不可抗力が発生した場合には、速やかに教育委員会に通知するものとします。
- ・ 建物、設備が復旧困難な被害を受けた場合、業務の全部の停止を命じることがあります。
- ・ 災害発生時に、当該施設が村民の避難場所やボランティアの活動拠点となる場合、プールの水を消防利水として利用する場合などについては、災害対応のために業務の全部または一部の停止を命じることがあります。
- ・ 不可抗力か否かの判断や費用負担は、指定管理者と教育委員会との間で協議して決定します。
- ・ 不可抗力によって発生した損害や対応に要する増加費用については、原則として教育委員会の負担とします。

9 申請要件

指定管理者は法人、以下の要件を満たす団体が応募できる(以下「団体等」という。)又はその代表者が申請することとします。

- (1) 法人であること(個人での申請は不可。)
- (2) 申請は、1 法人単独での応募とします。(2 法人以上の共同事業体での申請は不可。)
- (3) 14に定める現地説明会に参加していること。
- (4) 室内プールを運営管理者として3年以上継続した実績を有する団体等であること。
- (5) プールの安全標準指針(平成 19 年 3 月 29 日文部科学省・国土交通省決定)で定めるプール衛生管理者又はプール施設管理士の資格及びプールにおける救助等の資格、類似施設における実務経験を有する責任者を配置することができる団体等であること。

10 失格要件

団体等が次の要件に該当する場合は、その団体等を選定審査の対象から除外します。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当するもの

- (2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により、川内村又は他の自治体から「指定管理者に係る業務の全部または一部を取り消され、その取消しの日から2年を経過しないもの」又は「当該取消しを受けた団体等の代表者であつた者が代表者となっている団体等であつて、当該取消しのあつた日から2年を経過しないもの」
- (3) 地方自治法第92条の2、地方自治法142条又は地方自治法第180条の5第6項の規定に抵触するもの
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する者が役員に就任し、又は経営関与等を行っているもの
- (5) 国税及び地方税を滞納しているもの
- (6) 川内村の指定手続において、「その公正な手続を妨げたもの」又は「公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したもの」
- (7) 破産者で復権を得ないもの
- (8) 申請書類に虚偽又は不正があつた場合
- (9) 申請者及び申請者の代理人並びにそれ以外の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合
- (10) 複数の申請書類を提出した場合
- (11) 申請書類受付期限までに所定の書類が整わなかった場合
- (12) その他不正な行為があつた場合

11 業務実施に係る確認事項

(1) 事業計画書の提出

指定管理者は、各年度の開始前に次に掲げる事項を記載した事業計画書を提出するものとします。

- ア 業務の実施に関する事項
- イ 施設の利用に関する事項
- ウ 指定管理料の収入支出に関する事項
- エ その他、教育委員会が指示する事項

(2) 事業状況報告書の提出

指定管理者は、毎月10日までに前月の業務に関する実施状況及び施設の利用状況を報告することとします。

(3) 事業報告書の提出

指定管理者は、毎年度終了後60日以内に次に掲げる事項を記載した事業報告書を提出すること。

- ア 業務の実施に関する事項
- イ 施設の利用に関する事項
- ウ 指定管理料の収入支出に関する事項
- エ 教育委員会が指示する事項

(4) 立入検査

教育委員会は、事業報告書の確認及び業務実施状況の確認のため、随時施設へ立ち入ることができるものとし、指定管理者に対し業務実施状況や収支状況等について説明を求めることができるものとします。

12 指定期間満了以前の指定の取消

教育委員会は、次の各号に該当する場合には指定管理者に対し指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとします

- (1) 指定管理者に帰すべき理由による場合
 - ア 前期「10失格要件」に該当したとき。
 - イ 業務に際し不正行為があったとき。
 - ウ 教育委員会に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
 - エ 教育委員会が行った業務の改善勧告に正当な理由がなく応じないとき。
 - オ 協定書の内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。
 - カ 手形又は銀行取引停止処分がなされたとき、若しくは支払停止事由が発生したとき。
 - キ 差押、仮差押又は仮処分を受けたとき。
 - ク 破産、会社更生、民事再生、会社整理若しくは特別精算その他倒産等に関する法律のいずれかの手続きについて申し立てがなされたとき。
 - ケ 当該施設の管理運営に必要な事項の許認可等について、監督官庁から許認可の取り消し処分又は停止処分を受けたとき。
 - コ その他教育委員会が必要と認めるとき。
- (2) 不可抵力発生による場合
 - 不可抗力(天災、テロ等の人災)が発生し施設が使用不能となった場合、協議の後、指定を取り消すことがあります。

13 提出書類

指定管理者の指定申請に当たっては、次の書類を提出してください。

なお、提出部数は、正1部、副13部(コピー可)とします。

- (1) 指定申請書(様式1号)
- (2) 宣誓書 (様式2号)
- (3) 団体概要書(様式3号)
- (4) 事業計画書(様式4号)
- (5) 収支予算書(様式5号)
- (6) 定款、寄付行為又はこれらに類するものの写し及び法人の登記簿謄本
- (7) 団体の前事業年度の収支計算書又は損益計算書及び貸借対照表
- (8) 役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類
- (9) 国税及び地方税の納税証明書
- (10) その他必要な書類

14 申請書類の提出期間、提出先、提出方法、募集説明会、質問事項

- (1) 提出期間
 - 平成30年11月5日(月)から平成30年11月9日(金)までとします。
- (2) 受付時間
 - 午前8時30分から午後5時までとします。
- (3) 申請書類の提出先
 - 川内村教育委員会(川内村コミュニティセンター内)担当 猪狩・小沼
- (4) 提出方法
 - 持参のうえ提出してください。(郵送等での提出は不可とします。)
- (5) 募集説明会の開催について
 - 申請予定者に対して、応募方法、応募書類、指定管理者の業務等についての説明会を次により開催します。
 - 申請予定者は必ず出席してください。説明会に参加していない団体等からの申請は受付ません。

- ア 開催日時 平成30年11月2日(金)10時から
イ 集合場所 川内村室内型村民プール
ウ 参加人数 1団体3名まで
エ 申込み 団体等の名称及び参加者氏名を、平成30年10月31日(水)午後3時までに下記連絡先までメール又はFAXで連絡してください。
オ 連絡先 川内村教育委員会(川内村コミュニティセンター内)
川内村大字上川内字小山平15(担当:猪狩・小沼)
TEL0240-38-3806 FAX 0240-38-3807
E-mail: syougai.g@vill.kawauchi.lg.jp

(6) 質問事項

質問がある場合には、様式6により問い合わせ先にメール又はFAXのみでの受付とします。(電話、来訪など口頭による質問は受付いたしません。)

質問は1社10問までとします。

質問の受付期間は、平成30年10月16日(火)～11月1日(木)までとし、回答については平成30年11月5日(月)にメール又はFAXにて回答いたします。

15 指定管理者の選定、指定及び協定の締結等

(1) 選定基準

村民プールにおける指定管理者の選定基準は、村民プール条例第17条の規定によるものとし、その選定基準は下記のとおりです。

- ア 村民の平等な利用が確保されていること。
イ 条例の規定により提出した事業計画書の内容が、村民プールの効用を最大限に発揮するものであること。
ウ 条例の規定により提出した事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
エ 条例の規定により提出した収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。
オ その他教育委員会が村民プールの性質又は目的に応じて別に定める基準を満たしていること。

(2) 選定方法

村民プール条例第23条の村民プールの指定管理者選定審議会により審議します。

(3) 選定結果の通知

選定結果については、応募者全てに通知します。

(4) 指定手続及び協定の締結等

ア 指定管理者の候補者として選定した団体等については、地方自治法の規定に基づき、指定管理者として指定する議案を川内村議会に対して提案し、議決後に指定管理者として指定します。

なお、指定する議案を上程前に確定させておかなければならないため、仮協定を締結していただきます。仮協定は、議決後教育委員会の指定によって協定としての効力が生じることになります。

イ 指定にあたっては、文章で通知するとともに川内村公告式条例(昭和26年条例第1号)の定めるところにより公告します。

16 協定の構成

協定の構成は、管理代行上必要な細部事項を定めた「基本協定」と毎年度指定管理

料等を定めて締結する「年度協定」の2種類の協定を締結します。
協定する主な事項は、次を予定しています。

- (1) 事業計画書に記載された事項
- (2) 利用料金に関する事項
- (3) 村が支払うべき管理費用に関する事項
- (4) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (5) 事業報告に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (7) その他教育委員会が別に定める事項

17 業務の引継ぎ及び準備行為の実施

指定管理者は、教育委員会の指示により業務開始までに現指定管理者から業務を引継ぎ、各業務の習得及び必要な準備行為を行うものとします。また、指定期間終了時に、次期指定管理者が円滑に施設管理運営業務を遂行できるよう、適正な引継業務を行うこととします。

18 公募選定のスケジュール

公募及び選定のスケジュールは、以下のとおりとします。

内 容	日 時
募集要項の配布	平成 30 年 10 月 15 日(月)～平成 30 年 11 月 1 日(木)
募集説明会参加申込受付	平成 30 年 10 月 15 日(月)～平成 30 年 11 月 1 日(木)
募集説明会	平成 30 年 11 月 2 日(金)
募集に関する質問の受付	平成 30 年 10 月 16 日(火)～平成 30 年 11 月 1 日(木)
募集に関する質問への回答	平成 30 年 11 月 5 日(月)
応募書類の受付	平成 30 年 11 月 5 日(月)～平成 30 年 11 月 9 日(金)
第1次審査(書類審査)の結果通知	平成 30 年 11 月中旬
第2次審査(プレゼンテーション)	平成 30 年 11 月中旬
指定管理者候補の決定	平成 30 年 11 月下旬
指定管理者指定の議案提出・審査	平成 30 年 12 月上旬
指定管理者決定の通知、告示	平成 30 年 12 月中旬
基本協定の締結	平成 30 年 12 月下旬
引継ぎ業務期間	平成 31 年1月～平成 31 年 3 月
指定管理者による業務開始	平成 31 年4月